

学校における感染症の出席停止について

清瀬市立清瀬第八小学校

お子さまが、下記の学校における感染症にかかった場合は、余病の併発と他の児童への感染予防のため、学校保健安全法の規定により『出席停止』となります。（出席停止の場合は、欠席扱いになりません。）
 なお、医師から登校の許可があったときは、下記「登校届」に保護者が記入し、学校に提出してください。

学校感染症の種類	出席停止の期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
百日ぜき	特有のせきがとれるまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	熱が下がってから3日たつまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身の症状が良好になるまで
風疹（三日ばしか）	発疹がきえるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなり2日たつまで
結核	病状により、学校医その他の医師が、感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	
流行性角結膜炎（はやり目）	
急性出血性結膜炎	
感染性胃腸炎	
その他の感染症（溶連菌感染症/マイコプラズマ肺炎/伝染性紅斑/手足口病.他）	
新型コロナウイルス感染症 （陽性者のみ提出）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

----- き り と り -----

校長	副校長

令和 年 月 日

登 校 届

病名： _____

病院（医院）名： _____

上記の疾病について、 _____ 月 _____ 日 から加療し、 _____ 月 _____ 日 から登校させます。

_____ 年 組：児童名

_____ 保護者名

印

*保護者が記入し、再登校後速やかに学校へ提出してください。